

宇部市地域活動推進助成金(新生活様式対応) 募集要項

新型コロナウイルス感染対策の長期化、併せて感染拡大が収束した後の社会(アフターコロナ社会)を見据え、地域コミュニティ活動(各地域の行事や会議、住民への情報提供等)において、感染症対策として国が示した「新しい生活様式」の考え方を取り入れ、実践する地域団体等に対し、宇部市地域活動推進助成金(新生活様式対応)を交付します。

1 助成対象事業

以下のような先導的な事業であり、次年度以降も継続して実施するもの。

- 地域コミュニティ活動(会議や行事・イベント等)において、「密閉・密集・密接」の回避や「人と人との距離の確保」など、「新しい生活様式」の実践例を取り入れる取組。
- オンラインやリモート等のデジタル技術を活用し、感染リスクの低減を図るとともに、住民同士のつながり・支え合いなど、地域コミュニティの振興を図る取組。
- その他感染症対策で行動が制約される中において、地域コミュニティの活性化につながる新たな仕組みづくりなど。

[事業例]

- 地域行事やイベント等のオンライン・リモート化の推進、或いは「新生活様式」に対応した会場設営。(動画配信等の非接触型の行事・イベント等の実施、イベント会場などでの3密回避等の取組。)
- 行動が制約される中における地域の実情に応じた健康づくりの推進。(地域版 SWC の実施。)
- 地域のポータルサイト開設による、迅速かつ非接触型の情報提供体制の構築。
- 地域コミュニティ内での交流や会議、講座・セミナー等へのオンライン技術の活用。
- その他ウィズコロナ・アフターコロナ社会における地域コミュニティの振興・活性化に向けた先導的な取組や、若い世代をはじめとした幅広い住民の地域活動への参画につながる取組 など。

2 助成対象団体

- 市内の地域団体(地域運営組織、コミュニティ推進協議会及びその構成団体)
- 市内の地域団体と連携して事業を行う、宇部市内に活動拠点を有する市民活動団体、NPO 法人、ボランティア団体等など

3 助成金額等

① 助成限度額・助成率

助成金の上限	助成率
50万円	10分の10

※採択事業に係る各団体への助成額は、予算の範囲内で別に定めます。

② 助成対象費用

経費	内 容
需用費	事業に使用する消耗品費など
通信運搬費	インターネットやクラウドに係る通信料、機械装置や器具等購入に係る配送料など（当該事業を実施する年度内のものに限る。委託料、使用料及び賃借料も同じ。）
委託料	WEB の制作やシステム構築業務、マニュアル作成、システム等の導入に関する外部専門家のコンサル経費など
使用料及び賃借料	クラウド使用料やシステム使用料、WEB・メールサーバ使用料など
機械装置費・備品購入費	システム構築に係る機械装置や通信機器類、PC・タブレットの購入、イベント会場等での設備など、事業実施に要する備品の購入及び設定・据付に要する経費

※以下に該当する経費は、助成対象にはなりません。

- ・ 交付決定日以前に発生した経費
- ・ 助成事業の完了期日を過ぎて発生した経費
- ・ 人件費、申請時に必要な書類の作成・送付等に係る経費
- ・ 上記のほか、社会通念上、公費の支出対象として不適切と認められる経費

③ 事業実施期間 交付決定日から令和3年3月31日まで

4 申請の方法、交付決定

① 提出書類(各1部)

名 称	留意事項
宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付申請書【様式第1号】	
事業計画書【様式第1号 別紙1】	
経費明細書【様式第1号 別紙2】	積算根拠となる見積書、価格表等を添付
参考資料	事業内容がイメージできるもの

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

② 提出期限 令和2年8月7日（金）（申請は1団体につき1回限り）

③ 提出方法 郵送又は持参

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

④ 提出先 〒755-0033

宇部市琴芝町二丁目1番10号

宇部市総合戦略局 共生社会ホストタウン推進グループ

地域・保健福祉支援チーム

⑤ 交付決定

助成事業は、申請書類に基づき、当該年度の予算の範囲内において、以下の審査基準に基づき決定します。書類審査により、選考を行うこととし、プレゼンテーションによる審査は実施しません。

◆ 審査基準

公益性	地域の現状と課題を的確に把握し、公益的な課題解決につながる内容か。
	事業を実施することによって実現したい目的は適切か。
実現性	地域づくりにおいて必要とされているか。
	事業計画及び事業予算(経費の積算)が適切か。
継続性	事業継続により、地域の課題解決及び地域運営の持続に繋がる取組か。
	事業の実施(推進)体制は明確か。
発展性	モデル事業として、今後、市内に広がる可能性があるか。
	事業を発展させようとする意欲や工夫があるか。

⑥ 事業の流れ

交付申請書及び必要な書類の提出(申請団体等→市)	8月7日(金)締切
書類審査/交付決定(市)	8月中旬
助成事業の実施・完了(申請団体等)	令和3年3月31日まで
実績報告書類の作成(申請団体等)	
実績報告書及び必要な書類の提出(申請団体等→市)	事業完了後30日以内
書類審査/助成金の額の確定(市)	実績報告書提出後
交付請求書の提出(申請団体等→市)	助成金額確定後
助成金の振込(市)	交付請求書受理後

5 留意事項

- ・助成金は、原則として事業完了後、必要な書類の審査を確認した後に各団体に交付しますので、助成金の支払われるまでの間、事業にかかる費用を立て替えて支払う必要があります。ただし、交付決定額の範囲内で概算払いによる助成金の交付は可能です。
- ・交付決定を受けた後に、経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ・交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく命令に違反した場合は、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
- ・助成事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は、支給決定のあった日の属する会計年度終了後、5年間保存してください。
- ・審査の結果、交付決定されないことや申請額から減額して交付決定することがありますので、ご了承ください。
- ・助成事業については、団体名や事業内容等を市HPや報道機関に公表します。
- ・提出された書類は返却しませんので、必ず申請書類の控えを保管してください。

〔お問い合わせ先〕

宇部市琴芝町二丁目 1 番 10 号

宇部市総合戦略局 共生社会ホストタウン推進グループ

地域・保健福祉支援チーム（担当：岡村・伊藤）

TEL 0836-34-8270

FAX 0836-34-8269

メールアドレス s-team@city.ube.yamaguchi.jp